

CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2021 APR (Vol.48)

CONTENTS

| | |
|--|----|
| 海外事業の付加価値 | 2 |
| 太陽グラントソントン パートナー 公認会計士 美谷 昇一郎氏..... | 2 |
| 新興国ニュース 第48回 メキシコ・ブラジル最新ビジネス情報..... | 5 |
| 株式会社東京コンサルティングファーム..... | 5 |
| 【前受金の VAT の取り扱い、会計の売上認識と VAT-OUT の認識のずれは問題?】 <インドネシア>..... | 8 |
| PT. BridgeNote Indonesia (マイツグループ) 加藤 豪氏..... | 8 |
| タイの最新情報..... | 10 |
| Asia Alliance Partner Co.,Ltd. | 10 |
| (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー) | 10 |
| 最新景気刺激策<マレーシア> | 12 |
| Kato Business Advisory (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー) | |
| Managing Director 加藤 芳之氏 (日本国公認会計士) | 12 |



| | |
|--------------------|------------------------|
| 株式会社 中国銀行 | |
| 岡山県岡山市北区丸の内1-15-20 | |
| TEL:086-234-6539 | |
| 香港支店 | cbk_hkbr@fr-chugin.jp |
| シンガポール駐在員事務所 | cbk_sgrep@fr-chugin.jp |
| ニューヨーク駐在員事務所 | cbk_ny@fr-chugin.jp |
| 上海駐在員事務所 | cbk_sh@fr-chugin.jp |
| バンコク駐在員事務所 | cbk_bang@fr-chugin.jp |

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

海外事業の付加価値

太陽グラントソントン

パートナー 公認会計士 美谷 昇一郎氏

日本企業は欧米からはなれた極東にあり、さらに世界最大級の消費市場国である中国の隣に位置するという地理的な利点を生かして、これまで中国や東南アジアに多くの拠点設立を通じた事業投資を行い、日本製品の現地での生産販売を推し進めてきました。また、海外現地で生産はしないで日本から製品輸出して、販売マーケティングを現地代理店に任せる形態での海外事業も、特に中堅企業では多いかと思えます。しかし最近、現地での販売が思うように伸びていないので、どこか良い代理店を探したい、現在の代理店を解消して新たな代理店と契約したい、という販路開拓のご相談が多くなっています。特に、海外人材の層の厚みや資金力などの企業体力のある大企業は、中長期的な視点で人材育成から現地市場へのマーケティングまでパワーをかけて海外事業の推進をしながら、海外競合メーカーと戦っていますが、中堅企業ではそうした海外に関する経営資産も企業体力も限られているため、どうしても自力推進に加えて現地代理店に頼らざるをえません。

一昔前までは、『メイドインジャパン』と言って日本製あるいは日本ブランドということが、中国や東南アジアの市場で製品差別化要因として大きな強みを持っていました。この日本ブランドの強みの源泉は、中国や東南アジアの地場メーカー製品と比べて、圧倒的に品質がよいというところがありました。私が中国上海に駐在していた15年ほど前に聞いた話ですが、当時、家電製品でも日本ブランド製と中国地場ブランド製とではその品質に確かに大きな違いがありました。たとえば、洗濯機で比べると、三洋製であれば3年使っても4年経っても壊れないが、中国熊猫（中国地場ブラ

ンドの一つ）製だと3、4か月で壊れてしまう。しかし、日本メーカーは中国メーカーと比べてアフターサービス拠点網が圧倒的に弱いため、三洋製はなかなか壊れない反面、壊れた時に修理を呼んでもなかなか来てくれないのに対して、中国熊猫製の洗濯機は呼べば翌日には修理に来てくれるといえます。さらに三洋製と比較して、中国熊猫製はかなり価格が安いのです。さて、消費者にとってどちらの洗濯機の人気があったのでしょうか。当時の答えは三洋製でした。

単純に比較すると、家電製品は毎日使うものなので、なかなか壊れないものの、ひとたび壊れると修理に1週間もかかる三洋製よりも中国熊猫製の方が、人気があるように思われますが、そうした使用上の合理性に加えて、日本製を保有しているという一種のステータスが三洋製の人気の原因にあったのです。日本でも1950年代に家電の三種の神器と言われた白黒テレビ、洗濯機、冷蔵庫は保有していることがステータスシンボルになった時代があったように、当時の中国消費者の家電に対する捉え方も同様だったのかと思います。

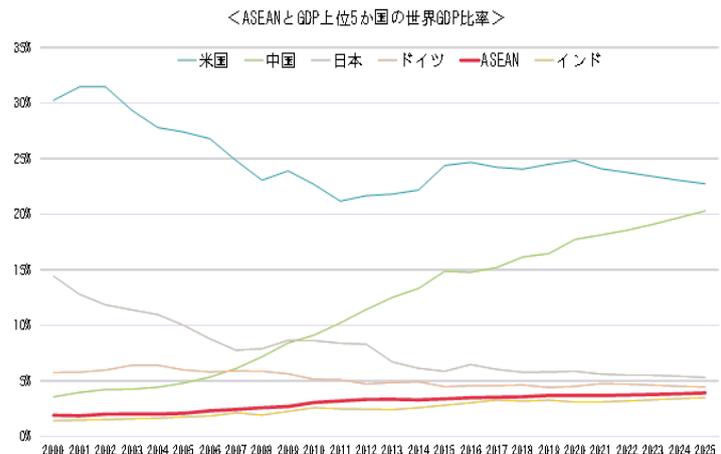
ところが現在では、中国に限らず、東南アジアの地場メーカー製の製品の品質改善が進み、昔のようにすぐに壊れるということは少なくなってきたようです。ただし家電における日本ブランド製と地場ブランド製の人気の逆転の理由はこれだけではなく、もう一つ大きい理由が、ローカルマーケットのニーズにどれだけ寄り添ったマーケティングをしてきたかという点です。

先日、我が家の冷蔵庫を買い替えるため、ある家電量販店の冷蔵庫売り場に行きました。そこではほとんどが日本ブランド製の冷蔵庫でしたが、その中に混ざって業務用かと思うようなひときわ幅広で巨大な冷蔵庫がありました。見ると韓国ブランドです。日本メーカーの冷蔵庫は、日本の標

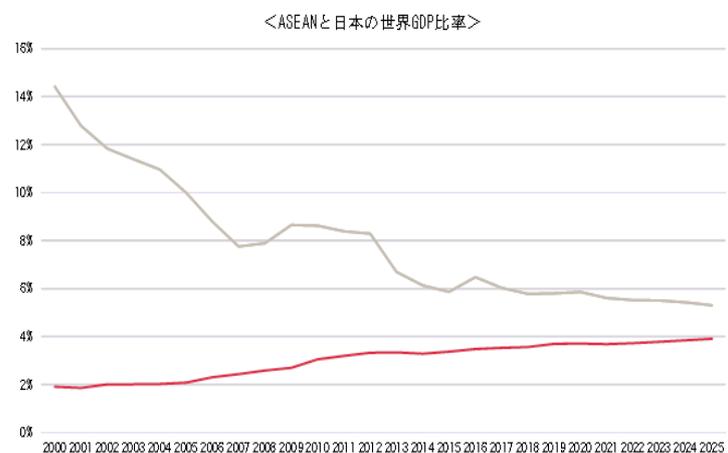
準的な家庭の間取りに合うように幅が 60 センチとか 65 センチとかスリムでありながら、設計を工夫して大容量であることをウリに各社競っていましたが、韓国ブランドの冷蔵庫は幅が 80 センチ以上あり、これを買うのはどういう家に住んでいる人だろうと思いましたが、店員の方曰く、中国や東南アジアではこれが大人気なのだそうです。なんでも幅が広い冷蔵庫の方が高そうに見えるからとか。確かに日本と違い、アジアでは冷蔵庫をリビングの一等地に置いたりしています。また、日本メーカー製にはないような冷蔵庫のドアに液晶画面を使っているなど海外の消費者には喜ばれるであろう機能がいろいろ装備されていました。しかし、その巨大な冷蔵庫をそのまま日本市場に投入しても、果たしてあまり売れ行きは芳しくないようです。日本メーカーが中国や東南アジア市場に進出する際も、まったくこれと同じことをしてはいないでしょうか。

下記のグラフは世界主要国と ASEAN の各国 GDP が世界 GDP に占める比率の推移をみたものです。中国が急速に上昇してきて、ほぼ米国と並ぶ水準まで来ていることはイメージ通りかと思いますが、注目して頂きたいのは、日本がどんどん比率を落としてきて、いまや ASEAN とほぼ同水準になってきている点です。言うまでもなく、GDP は国全体で生み出している総付加価値額ですので、日本が生み出す付加価値は世界的に見て総額が低下してきているということになります。米国や中国の動きは、GAF A に代表されるように付加価値がハード（モノ）からソフトに激しく移行している中で、国の産業構造も国内の代表企業の事業ポートフォリオも変化してきていることを表していると言えますが、日本の凋落ぶりは、世界の付加価値の変化の流れに乗り遅れていることを如実に示すものです。つまり、日本ブランドというブランド付加価値がこれまではアジアには通じていましたが、現在はその神通力も効かなくなっているとい

うことです。



出所：IMF World Economic Outlook



出所：IMF World Economic Outlook

しかし、日本型付加価値経営がまったくダメかと言いますと、決してそういうことはないと思います。中国や東南アジアをはじめ、欧米でもユニクロや無印良品などは絶大な人気を得ていますし、サービス業でも警備保障のセコムや教育産業の公文などは海外事業を順調に伸ばしておられます。また、みなさまご存じの丸亀製麺は海外店でも日本から製麺機を持ち込み、店舗内でのうどん麵の作り立てと、作っている様子を顧客に見せるエンタメ性をウリに海外店舗でも人気を博しているとのこと。とかく、最近ではコロナ後の産業構造改革が言われたり、企業間の優勝劣敗が拡大している中で日本的経営への問題点がよく指摘されて

いるかと思えます。一種の日本的経営のダメの象徴のように言われることの多い終身雇用、年功序列についても、ある意味ギスギスした競争社会よりどちらかという和を以て貴しと為すに近いアジア人の価値観にむしろ合っているところが少なくないのではないかと考えています。専門職重視、ディスクリプション型雇用は長期的目線での人材育成がしにくく、かえってジョブホッピングを助長してしまう側面もあるかも知れません。アフターコロナの中での新たなビジネスモデルを考えていかなければならない今だからこそ、海外にも通用する付加価値のある日本的経営スタイルは何なのかを各社で真剣に考えて頂く必要があるのではないのでしょうか。

太陽 Grant Thornton (Grant Thornton 加盟事務所)

Grant Thorntonは、世界130カ国以上・700以上の拠点を有する国際会計事務所ネットワークです。太陽 Grant Thornton (太陽有限責任監査法人、太陽 Grant Thornton 税理士法人、太陽 Grant Thornton アドバイザーズ株式会社)が、Grant Thorntonの日本メンバーとして、国際水準の監査の他、会計、税務、企業経営全般のコンサルティングサービスをご提供しております。

【国内拠点】 東京事務所、大阪事務所、神戸オフィス、名古屋事務所、北陸事務所、福井オフィス、富山オフィス
【ジャパングラントス】 中国(北京、上海、広州/香港)、インド、インドネシア、シンガポール、タイ、台湾、フィリピン、マレーシア、ベトナム(ホーチミン、ハノイ)、オーストラリア、米国(シカゴ、ニューヨーク、アーバイン)、メキシコ、フランス、アイルランド、英国。

詳細は太陽 Grant Thornton Webサイトをご覧ください。 <http://www.grantthornton.jp>

新興国ニュース 第48回 メキシコ・ブラジル 最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はメキシコとブラジルの最新情報をお届けいたします。ぜひご一読ください。

【メキシコ】

■「コロナ禍でもお忘れなく！メキシコにおける個人所得税の確定申告」

法人としての申告手続きが数ある中、忘れてはいけないのが個人所得税の確定申告です。本ニュースレターでは、今更聞けない個人所得税の確定申告に関して記載いたします。

1. 申告対象者の条件
2. 課税対象となるのは？
3. 全世界所得での申告をお忘れなく
4. 申告期限の何日前から申告が可能か

1. 申告対象者の条件

申告の対象となるか否かに関しては、まず居住性の確認が必要です。

居住者の定義は下記となり、どれにも当てはまらない場合は非居住者と見なされます。

- ・メキシコ国内に定常的な住居が存在すること
- ・メキシコ国内での課税年度中の滞在日数が 183 日を超えていること
- ・主たる職業活動をメキシコ国内で行っていること

メキシコの居住者かつ下記条件のいずれかを満たしている場合は、確定申告の対象者となります。

- ・年間の累計所得(全世界所得)が 400,000MXN(約200万円)を越えている
 - ・2か所以上から収入を得ている
- ※こちらの条件は年度によって変更される可能性もあります。

2. 課税対象となるのは？

課税対象となるのは一般的な給与所得に加え、賃貸収入や配当金等も対象となると法律上では定められています。

ただ実務的な観点から見ると、メキシコでは「形式」が重視されるが故に、形式的に「本人の所得と見なされるか」という観点から所得の範囲を決定すると考えられています。この「形式」とは給与明細や銀行明細にあたり、例えば「住宅手当」の場合、日本では例外なく本人の所得とみなされるところ、メキシコでは給与明細上に金額が含まれていなければ所得とは認識されません。

個人事業として賃貸経営をしているメキシコ人の中には「形式的」に記録が残らないよう、家賃の支払いを現金手渡しで要求してくるケースもあります。

所得税を抑えるための脱税行為といえますが、メキシコ国税庁 SAT での判断は形式をもとに下されるため、形式が残っていない以上は取り締まることができないのが実情です。なお、こうしたスキームによる脱税防止のために、グアナファト州法では不動産によって所得を得ている個人に対し、所得税の源泉を行う義務が課せられています。

3. 全世界所得での申告をお忘れなく

メキシコ居住者の場合、月次の税務申告を行うにあたり、メキシコ現地での所得に加えて他国で得た所得に関しても申告をする必要があります。

この月次税務申告については、会社が本人に代わって申告を行うケースと、本人自身で申告を行うケースがあります。

たとえば給与のうち、一部を日本本社から、残りの一部をメキシコ法人から支払われている場合、メキシコ法人で支払われた給与は通常メキシコ現地で源泉徴収されます。そして、日本側の給与を現地法人に付替請求している場合は、この給与金額も合わせて現地法人にて所得税の源泉徴収をすることになります。

一方で、付替請求していない場合、毎月の申告期限 17 日までに本人にて日本支払い分の給与に対する税務申告をしておかなければなりません。また、日本のように所得控除項目もありますが、それほど多くありません。代表的なものとしては、医療費控除や学費控除などが挙げられます。

医療費については個人の RFC 宛に発行された電子インボイス FACTURA が必要であり、かつクレジットカードなど現金以外で支払いが行われている必要があります。

4. 申告期限の何日前から申告が可能か

所得税の個人確定申告は、課税年度が 1 月から 12 月であり、申告期限は翌年度 4 月末とされています。申告時は、SAT の Web ページ上にある申告フォームへ情報を入力し提出をすることになりますが、当該年度のフォームが更新されるのは 3 月中旬～4 月上旬と、毎年申告期日直前となっています。

【ブラジル】

■速報！2021 年のブラジルの最低賃金

2020 年 12 月 30 日、2021 年の最低賃金

(saláriumínimo) について、ボルソナーロ大統領が暫定措置 (medidaprovisória[MP]) の内容に承認の署名を行うことが発表されました。

<https://economia.uol.com.br/noticias/redacao/2020/12/30/bolsonaro-anuncia-mp-que-preve-salario-minimode-r-1100-para-2021.htm>

ブラジルの 2021 年の最低賃金は、1,100BRL と前年比 5.26%上昇いたしました。日本円に換算すると、約 22,000 円 [1BRL=20JPY] となります。2012 年以降の最低賃金の変動は以下となります。

| 年 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 |
|-------|------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 最低賃金額 | 622 | 678 | 724 | 788 | 880 | 937 | 954 | 998 | 1,045 | 1,100 |
| 上昇率 | - | 9.00% | 6.78% | 8.84% | 11.68% | 6.48% | 1.81% | 4.61% | 4.71% | 5.26% |

その年の最低賃金を定める判断材料として、消費者物価指数

(INPC: Índice Nacional de Preço ao Consumidor) があります。

こちらの指標も先ほどの最低賃金の表に加えたものが下表です。

| 年 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 |
|-------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--|
| 最低賃金額 | 622 | 678 | 724 | 788 | 880 | 937 | 954 | 998 | 1,045 |
| 上昇率 | - | 9.00% | 6.78% | 8.84% | 11.68% | 6.48% | 1.81% | 4.61% | 4.71% |
| INPC | 6.1978 | 5.5627 | 6.2283 | 11.2762 | 6.5800 | 2.0669 | 3.4340 | 4.4816 | 3.9300 ^{※1} 5.1979 ^{※2} |

以上

※1:2020年1月から11月の11か月分のデータの累積となります。

※2:2019年12月から2020年11月の12か月分のデータの累積となります。

<https://www3.bcb.gov.br/CALCIDADA0/publico/corrigirPorIndice.do?method=corrigirPorIndice>

該当年を基準とした場合、その前年の消費者物価指数が、該当年の最低賃金の上昇率に影響するということとなります。例えば、2016年の最低賃金の上昇率は、11.68%となっていますが、これは、前年である、2015年の消費者物価指数、11.2762が影響しているということになります。近年の物価上昇率の影響もあり、2019年、2020年、2021年の3年間は、最低賃金の上昇率が上がっています。

最低賃金をどのように従業員の給与に考慮するかという点ですが、金額そのものではなく、上昇率を考慮して、従業員の昇給の率を定める会社が多いと考えられます。

ただし、ブラジルでは、一度設定した給与を下げることはできない為、昇給を考える際は慎重に行う必要があります。また、所属する組合に応じて、昇給する金額が定められているケースが多く、3月頃に、地域別・業種別の最低賃金が州で発表されます。

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界27か国に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A実務といった内容を掲載

(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している

問合せ先: f-info@tokyoconsultinggroup.com

【前受金の VAT の取り扱い、会計の売上認識と VAT-OUT の認識のずれは問題？】

<インドネシア>

PT. BridgeNote Indonesia (マイツグループ)

加藤 豪氏

【前受金の VAT の取り扱い】

前受金を受領することがあると思いますが、今回はその際の VAT と税務インボイス (Factur Pajak) の取り扱いについてです。

Proforma Invoice (仮インボイス) を発行して、Factur Pajak を発行せず、VAT なしで前受けているケースがありますが、インドネシアの税法上、前受金は VAT 課税対象となります。そのため、Factur Pajak を発行して VAT も前受けの時点で認識・納税をする必要があります。

VAT の認識は、「物・サービスの提供か、支払いのどちらか早い方」で認識することになっているためです。(VAT 課税法 Article 11 (2))

一方で日本では、前受金に対して消費税は非課税ですので、この点取り扱いが異なります。

「消費税の課税資産の譲渡等や課税仕入れの時期は、所得税、法人税の場合と同じように、原則として資産の引渡しやサービスの提供があった時とされる。したがって、例えば、工事代金の前受金を受け取ったり、機械の購入について前払金を支払っていたとしても、その受取や支払の時期に関係なく、実際に引渡しやサービスの提供があった時が売上げや仕入れの時期となる。」(消基通 9-1-27、11-3-8、所基通 37-30 の 2、法基通 2-2-14)

一部の業界慣行で、継続的な性質を有する取引基本契約においては、買主の売買代金支払債務を遅滞した場合に備えて、買主から売主に対し、「保証金」が差し入れられることがあります。

オフィスやアパートのデポジットのように、返還可能な (Refundable) 差し入れ保証金は非課税ですので、前述のケースの保証金も非課税ですが、契約書上で、VAT 課税対象の前受金と非課税の保証金を明確に分けておくことが大事になってきます。

保証金の返還の際に、業務委託費と相殺などをすると、保証金も実質前受金であったと見なされることがありますので、留意が必要です。

【会計の売上認識と VAT-OUT の認識のずれは問題？】

よくインドネシアで、「会計の売上認識と VAT-OUT の認識のずれは問題になるので、会計で売上を計上したら、その分の VAT は払わなければならない」といわれます。たとえば、工事進行基準で売上を認識する場合は、その売上計上に伴って VAT を納税しなければいけないという話です。これはインドネシア人経理の多くが誤解をしていることの 1 つです。こうした勘違いから、納品、売上計上、VAT の 3 つのタイミングと合わせるために仕方なく工事完工基準で処理をしているケースがあります。

実際には、工事進行基準で会計処理をして、VAT は納品もしくは支払を受けたタイミングで認識することは問題ありません。「前受金の VAT の取り扱い」の項で述べた通り、VAT の認識は、「物・サービスの提供か、支払いのどちらか早い方」で認識することになっているためです。

こうした勘違いは、税務署の権限が強いことに起因しているかと思います。税務調査の初期の段階において、会計上の売上×10%が、VATとしてその期に申告されているかどうかを調べられます。前述の通り、会計の売上認識をしても税務上のVATを認識しないことはあり得ますので、本来であれば、会計上の売上×10%という計算は何の意味もないのですが、申告金額との差異があった場合に、原因を税務署に説明できないと、VATの未納があるとみなされて追徴を受けることがあります。逆に言えば適切にレコンシリエーションを作成して説明できれば全く問題ないのですが、能力的にこれができないインドネシア人経理は多いです。こうして追徴を受けた過去の自身の経験から、会計上の売上認識=VAT納税、という理解をしている方が多いのだと思います。

ただし、前述の通り、前受金を受領したらVATは認識しなければいけませんので、建設業などで工事進行基準を採用している場合はその点留意が必要です。

◆Bridge Noteのご案内◆

会社名：

PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ)

President：古賀 晶子

住所：

Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman E. 3. 3

Jl. Mega Kuningan Lot 8. 6-8. 7 Jakarta Selatan
12950

Eメール：go-kato@bn-asia.com

事業内容：

各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販売/ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/ディレジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に150社ほど導入いただいている「Bridge Note」は、入力が平易な多言語のクラウド会計システムです。会計業務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお考え方はぜひご連絡下さい！システムの導入ができ、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下がります！

タイの最新情報

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

今回は Asia Alliance Partner Co.,Ltd. (AAP) より、タイの最新情報をお届けいたします。

歳入法典に基づく財務省令案「債権勘定からの不良債権の償却について」 <財務省令 186 号 (2021 年 1 月 19 日の閣議決定) について>

今回、本規定、財務省令 186 号第 4-6 条上の不良債権の貸倒償却に対する条件の一部（対象金額）の改定が閣議にて承認された。会社、パートナーシップ等の一般の法人及び金融機関に対し、債権勘定からの不良債権償却の原則、方法及び条件は、次の通りである。（閣議での承認であり、施行時に条件が変わる可能性もある。）

| 詳細・条件 | | | 旧 | 新 |
|------------------|--|-------|---|---|
| | | | 省令第 186号 | 省令第… 号 |
| 1) 各売掛金の貸倒償却について | 次のいずれかの条件に該当すること。 ① 適切な範囲で債権回収の支払請求がなされ、明確に記録されているが、回収できない明確な証拠があり支払いがいまだに行われていない状態。 ② 債務者に対してすでに民事訴訟を提起したか、または、他の債権者が民事訴訟を提起し支払請求を行っており、かつ、裁判所から強制執行命令が出されているが、債務者には支払いを行うための十分な財産がない状態であること。 | 未払い債権 | 500,000 パーツを 超える債 権 | 2,000,000 パーツを 超える債 権 |
| 2) 各売掛金の貸倒償却について | 次のいずれかの条件に該当すること。 ① 債権回収のための支払請求がなされ、当該債務に対して適切な範囲で債権回収の諸策がとられたが、回収できないことを証明する明確な証拠があり、支払いが未だに行なわれていない状態であること。 ② 債権者が債務者に対してすでに民事訴訟を提起し、裁判所がその訴えを受理していること。 | 未払い債権 | 100,000 パーツ超 ～ 500,000 パーツ以 下の債権 | 200,000 パーツ超 ～ 2,000,000 パーツ以 下の債権 |
| 3) 各債務者の貸倒償却 | 債権回収の支払請求がなされ、当該事件に対して適切な範囲で債権回収のための諸策がとられたが、支払いがいまだに行われていない証拠がある場合、債務者に対して訴訟を提起しても回収が見込める金額以上の費用がかかることが予測される場合は、上記の1)及び2)の条件を履行せずとも、貸倒償却を行なうことができる。 | 未払い債権 | 100,000 パーツを 超えない | 200,000 パーツを 超えない |

(法人税上の貸倒償却について対象金額改定前の規定。未だ閣議での承認のみであり、施行時に条件が変わる可能性もある。)

以上、一部抜粋(例：貸倒償却 200 万未満の場合)において、上記のような条件がある。条件を満たすには、「民事訴訟の提訴を行い～」と明示してあり、一定の手続きを踏む必要がある。この省令は、2020年1月1日に開始する会計期間又はそれ以降における貸倒償却に対し施行されている。

上記により、貸倒れが不良債権と見做されることについては、債権回収の支払請求の発行、民事訴訟の提訴、または、裁判所による執行令状を発行してもらうこと等で、上記の法律に基づき、条件に該当していなければならない。これは、非常に複雑で多様な手続きが必要とされるものであり、裁判訴訟手続に対応するためには、弁護士のアドバイスが不可欠となる。

AAP 法務では、このような民事訴訟にも対応しております。不明な点等ございましたら、まずは、お気軽にお問合せくださいませ。

以上

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

—お問い合わせ先—

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

【所在地】

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25, Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok 10110

【Mail】 info@aapth.com

【URL】 <http://www.aapth.com>

最新景気刺激策〈マレーシア〉

Kato Business Advisory

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Managing Director 加藤 芳之氏

(日本国公認会計士)

<ポイント>

- ・ 3月17日、新景気刺激策（PEMERKASA）が発表
- ・ 特定の業種について貸金補助制度も延長

N子：加藤さん。今日も予算の続きですか？

加藤：いいえ。今日は PEMERKASA のお話ししようと思っ
ています。

N子：タイムリーな話題ですからね。

加藤：そうなんです。前回、いよいよ個人所得税
のお話に入りかけたところだったのですが、
3月17日に新景気刺激策が発表されたため、
そちらのお話をさせていただきます。

N子：了解しました。

加藤：はい。ムヒディン首相は3月17日、200億
リングギ(約5,290億円)規模の新たな景気
刺激策を発表しました。

N子：マレーシアの予算額を考慮すると、大きい
ですね。

加藤：そうですね。全額がいわゆる真水ではない
と思いますが、たしか日本の予算規模の1
5分の1程度だったと記憶してますから、
大きいですね。

N子：はい。頑張ってますね。

加藤：そうですね。具体的に見ていくと、日系企
業も使える「貸金補助制度」について、1
月に申請が始まった貸金補助制度第3弾
(PSU3.0)の補助期間が3か月延長されま
す。

N子：これ評判良いですね。

加藤：はい、うちもお世話になってました。

N子：ただ、今回は広く浅くとはいかないよう
ですね。

加藤：はい。今回は、観光業、卸・小売業、ジム、
スパなど、政府による制限が特に厳しかっ
た業種に絞っての3か月間延長となります。

N子：なるほど。

加藤：7億リングギが給付されるようですね。

N子：なるほど。これら分野の雇用主3万7,000
人と従業員40万人が恩恵を受ける見通し
ですね。

加藤：はい。次に、ローカルの中小零細企業向け
に実施している低金利ローンや一時金を拡
充策が出ていますね。

N子：そうですね。

加藤：マレーシア中央銀行は新たに20億リング
ギの融資枠を設けるようです。

N子：はい。

加藤：次に、自動化、インダストリー4.0の技術
導入、デジタル化を進める企業に対する支
援に重点を置き、これらの技術導入に対す
る追加資金として総額7億リングギ用意す
るようです。

N子：以前から力を入れてる分野ですね。

加藤：そうですね。あと、労働者の宿泊施設の改
善で1社当たり最大5万リングギの所得控除
というのもあります。MITIが雇用主に承認
を与えるための専用サイト「セーフ・アッ
ト・ワーク(Safe@Work)」の運用を来月1日
に開始することも併せて発表されました。

N子：なるほど。

加藤：次に、詳細は不明ですが、従業員の新型コ
ロナ検査の費用につき、更なる控除を年末
までの支出分まで認めることも発表されて
います。

N子：はい。

加藤：石油価格上昇の影響から消費者を保護するために、RON95 燃料の 1 リットルあたり RM2.05 およびディーゼル燃料の 1 リットルあたり RM2.15 の小売価格が固定されました。

N子：はい。

加藤：また、配送用の車両修理に 2 万リンギ、バンや大型トラックの購入に 5 万リンギを補助というのがありますね。

N子：充実してますね。

加藤：エンジン容量が 150cc 以下の現地生産バイクに対する物品税の免除は、2021 年 4 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日まで適用されるそうです。

N子：有難うございました。

NNA 隔週記事（出所：NNA）

Kato Business Advisory（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

マレーシアに 1997 年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し 20 年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020 年に独立し、現在の KATO BUSINESS ADVISORY を設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9 名（2020 年 11 月 時点）

【有資格者】6 名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

M&A 支援：バイサイド、セルサイド、財務 DD 対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させていただきます。

—お問い合わせ先—

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No. 12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

Kato@kato.com.my

携帯：+60-12-371-0369